様式第２（第４条第１号イ関係）

**受付番号；**

**会社コード；**

中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書

令和＊＊年＊＊月＊＊日

　　厚生労働大臣

　　経済産業大臣　殿

　　環境大臣

**ＭＥＴＩ化学株式会社**

**代表取締役社長　田中 良郎**

**Ａ県Ｂ市＊＊＊＊**

　新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第４条第１号イの規定により、次のとおり申し出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １．新規化学物質の名称 | **メチル=4-ヒドロキシベンゾアート** |
| ２．新規化学物質の構造式又は示性式  （いずれも不明な場合はその製法の概略） |  |
| ３．新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成 | **純度：97％以上**  **不純物：4-ヒドロキシ安息香酸（化審法番号：3-1640）1％未満、不明成分計2％未満（3種類以上、各1％未満）**  **外観：白色結晶、融点：125～128℃**  **溶解度：水 0.1g/L、テトラヒドロフラン 30g/L**  **蒸気圧：\*.\*\*×10-\*\*Pa (\*\*℃)** |
| ４．新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量 | **1,000kg** |
| ５．新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地（新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名） | **ＭＥＴＩ化学株式会社○○事業所**  **Ｃ県Ｄ市＊＊＊＊＊** |
| ６．新規化学物質を中間物として使用することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名 | **ＭＯＥファイン株式会社**  **代表取締役　山田 太郎**  **Ｅ県Ｆ市＊＊＊＊** |
| ７．新規化学物質を使用する事業所名及び所在地 | **ＭＯＥファイン株式会社××事業所**  **Ｇ県Ｈ市＊＊＊＊** |
| ８．新規化学物質の使用により製造される化学物質の名称 | **メチル=4-アセチルオキシベンゾアート（新規化学物質、自社内中間物）** |
| ９．その他参考となるべき事項 | **最終用途：染料**  **最終物質：3-クロロ-………-フェニルアゾナフタレンスルホン酸（化審法番号：△-\*\*\*\*）** |

当該申出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先（問合わせをしたときに回答出来る者）

担当部署　　：**ＭＥＴＩ化学株式会社　ファイン事業部**

担当者氏名　：　＊＊＊＊

連絡先　　　：　電話　　　＊＊＊＊＊＊＊＊　　　　　　ＦＡＸ　　＊＊＊＊＊＊＊＊

Ｅ－ｍａｉｌ　＊＊＊＊＊＊＊

（様式第２の別紙）

（６）申出をする年度の製造（輸入）予定数量が１トン以下であることを説明した書面

|  |  |
| --- | --- |
| ①今年度の製造(輸入)実績数量(※) | **0kg** |
| ②本確認を受けた後に今年度製造(輸入)する予定数量(※) | **1,000kg** |

　（※）中間物の確認（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第３条第１項第４号に基づき、同法施行令第３条第１項第１号で定める場合に該当する旨の確認）を受けて製造（輸入）する数量に限る。

（７）製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

申出者が製造者である場合の記載例

**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、製造、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

* **製造時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、製造設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。**
* **出荷時において、輸送業者にはSDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。**
* **施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。**

申出者が輸入者であり輸入後に混合する場合の記載例

**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、混合、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

* **混合時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、混合設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。**
* **出荷時において、輸送業者にはSDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。**
* **施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。**

申出者が輸入者であり輸入後に精製する場合の記載例

**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、精製、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

* **精製時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、精製設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。**
* **出荷時において、輸送業者にはSDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。**
* **施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。**

申出者が輸入者であり輸入後に混合、精製する場合の記載例

**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、混合、精製、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

* **混合・精製時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、混合・精製設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。**
* **出荷時において、輸送業者にはSDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。**
* **施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。**

申出者が輸入者であり輸入後に混合も精製もしない場合の記載例

**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、出荷に際しては確認を受けたところに従い、次のとおり当該新規化学物質の使用者とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

* **出荷時において、輸送業者にはSDS（又はイエローカード）を携行させる等の措置を講じる。**
* **施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じ、出荷する。**

（８）製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

**化学物質の適切な管理に係る責任者の設置等社内体制を整備する。また、化学物質の適切な取扱いに係る社内規程を整備し、事業所に常備し、当該新規化学物質を取り扱う従業員等への周知徹底等を行う。**

（以上）

様式第３（第４条第１号イ関係）

確　認　書

令和＊＊年＊＊月＊＊日

　　厚生労働大臣

　　経済産業大臣　殿

　　環境大臣

**ＭＥＴＩ化学株式会社**

**代表取締役社長　田中　良郎**

**Ａ県Ｂ市＊＊＊＊**

新規化学物質である「**メチル=4-ヒドロキシベンゾアート**」が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認しますので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第４条第１号イの規定により、提出します。

（様式第３の別紙）

１．中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先

**・ＭＯＥファイン株式会社　代表取締役 山田 太郎**

**住所 Ｅ県Ｆ市＊＊＊＊＊**

**担当部署**

**・ＭＯＥファイン株式会社 精密品事業部**

**・担当者氏名 事業部長　＊＊＊＊＊**

**・連絡先 電話 ＊＊＊＊＊＊**

２．使用に係る設備及び貯蔵の場所

**・ＭＯＥファイン株式会社 ××事業所**

**住所 Ｇ県Ｈ市＊＊＊＊＊＊**

７．１．の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量

**1,000kg**

８．１．の使用する者が確認を受けたところに従つて使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置

**別添のとおり。**

**なお、当該新規化学物質の使用者が別添の内容に従わない場合には、当該新規化学物質の供給を停止することとしている。**

９．取扱いに当たつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要

**・使用時において、当該新規化学物質が施設外に排出されないよう、使用設備の密閉化、排ガス、排水、廃棄物の適切な処理等の必要な措置を講じる。**

**・施錠管理等している貯蔵施設において、当該新規化学物質が容易に排出しない材質・構造の容器で貯蔵する等の必要な措置を講じる。**

１０．１．の使用する者における化学物質の管理体制の概要

**化学物質の適切な管理に係る責任者の設置等社内体制を整備する。また、化学物質の適切な取扱いに係る社内規程を整備し、事業所に常備し、当該新規化学物質を取り扱う従業員等への周知徹底等を行う。**

（以上）

（様式第３の別紙の別添）

確　認　書

**令和＊＊年＊＊月＊＊日**

**ＭＥＴＩ化学株式会社**

**代表取締役社長　田中 良郎　殿**

**下欄「注意事項」参照**

**ＭＯＥファイン株式会社**

**代表取締役　山田 太郎　　　印**

**貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第３条第１項第１号に規定する中間物として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。**

記

**１．貴社より購入する当該新規化学物質の全量を中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書（様式第２）の８．に記載された化学物質の製造のための中間物として使用する。**

**２．当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、使用に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

**３．厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。**

**４．当該新規化学物質の使用実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。**

**５．１．及び２．に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境に放出された場合には、直ちに貴社に報告する。**

（以上）

**注意事項**

**民間会社間の確認書の宛先及び発出者は、代表取締役社長等でなくても担当部署の責任者であれば問題ありません。**

**①【押印有の場合】担当部署の責任者同士による確認書のコピーを提出(発出者の押印（代表者印、役職印又は個人印を押印。会社印のみは不可。）又は署名)。**

**②【押印なしの場合】押印なしの確認書(PDF)を提出してもらい、メール本文に「中間物申出に係る確認書を添付のとおり送ります」として、確認書に記載された発出者が確認書に記載された宛先と一致する人に確認書を送っていることが分かるように、メールの送信元、宛先（メール送信情報）を残すかたちで、送信メールの写し（PDF）も一緒に提出してください。**

**なお、申出者と使用者の他に、当該新規化学物質に係る（物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う）事業者が存在する場合、その事業者とも確認書を取り交わしてください。その場合の確認書の記載例につきましては、９ページ以降をご参照ください。**

**提出後、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めていただける場合は下記「軽微修正承諾書」をご提出下さい。**

厚生労働大臣

経済産業大臣　殿

環境大臣

　令和○年○月○日付けをもって新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第４条第１号イの規定により申し出た中間物としての新規化学物質製造・輸入申出書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めます。

ＭＥＴＩ化学株式会社

代表取締役社長　　＊＊＊＊

東京都千代田区＊＊＊＊

申出者と使用者の他に、当該新規化学物質に係る（物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う）事業者が存在する場合の記載例（使用者）

（様式第３の別紙の別添）

確　認　書

**令和＊＊年＊＊月＊＊日**

**ＭＥＴＩ化学株式会社**

**代表取締役社長　田中 良郎　殿**

**ＭＯＥファイン株式会社**

**代表取締役　山田 太郎　　　印**

「販売（又は支給）」については、実状に合わせてどちらか適切なものを記載してください。以下同様。

**貴社よりＭＨＬＷ商事株式会社が購入し、弊社に販売（又は支給）する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」を、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第３条第1項第1号に規定する中間物として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。**

記

１．**貴社よりＭＨＬＷ商事株式会社が購入し、弊社に販売（又は支給）する当該新規化学物質の全量を中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書(様式第２)の８．に記載された化学物質の製造のための中間物として使用する。**

２．**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、使用に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

３．**厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。**

４．**当該新規化学物質の使用実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。**

５．**1．及び2．に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境に放出された場合には、直ちに貴社に報告する。**

（以上）

申出者と使用者の他に当該新規化学物質に係る（物質の所有権の移転を伴うあるいは物質を直接取り扱う）事業者が存在する場合の記載例（中間業者）

（様式第３の別紙の別添）

確　認　書

**令和＊＊年＊＊月＊＊日**

**ＭＥＴＩ化学株式会社**

**代表取締役社長　田中 良郎　殿**

**ＭＨＬＷ商事株式会社**

**代表取締役　佐藤 花子　　　印**

「販売（又は支給）」については、実状に合わせてどちらか適切なものを記載してください。以下同様。

**貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」をＭＯＥファイン株式会社に販売（又は支給）し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第３条第1項第1号に規定する中間物として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。**

記

１．**貴社より購入する当該新規化学物質の全量を中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書(様式第２)の８．に記載された化学物質の製造のための中間物としてＭＯＥファイン株式会社に販売（又は支給）する。**

２．**当該新規化学物質が他の化学物質となるまでの間においてその新規化学物質による環境の汚染を防止するため、購入及び保管、販売（又は支給）に際しては貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたところに従い、貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守する。**

３．**厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該新規化学物質に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には、貴社に協力する。**

４．**当該新規化学物質の販売（又は支給）実績数量を一年度ごとに貴社に報告する。**

５．**1．及び2．に記載した内容に変更が生じ貴社とともに「中間物等の確認に係る基準」を遵守できないおそれがある場合又は事故等が発生し、当該新規化学物質が環境に放出された場合には、直ちに貴社に報告する。**

（以上）